

県民コメント制度に基づく結果の公表（埼玉県賃貸住宅供給促進計画）について

埼玉県では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、「埼玉県賃貸住宅供給促進計画」を策定しました。

施策の検討にあたって、平成31年1月9日（水）～平成31年2月8日（金）の間、県民コメント制度に基づき、「埼玉県賃貸住宅供給促進計画（案）」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、2件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

平成31年1月9日（水）～平成31年2月8日（金）

2 意見の提出者数及び意見件数

2件（1名）

（内訳）

区 分	人 数	意見件数
郵送	0	0
F A X	0	0
電子メール	1	2
その他	0	0
合 計	1	2

3 意見の反映状況

区 分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	0
すでに案で対応済みのもの	0
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	2
意見を反映できなかったもの	0
その他	0
合 計	2

4 策定した施策及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

[http://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/chintai\\_sokushin\\_keikaku/kenkome\\_20190109.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a1107/chintai_sokushin_keikaku/kenkome_20190109.html)

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- 埼玉県都市整備部住宅課（第2庁舎1階）Tel 048-830-5571
- 埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
- 埼玉県の各地域振興センター・事務所

南 部	Tel 048-256-1110	南 西 部	Tel 048-451-1110
東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川 越 比 企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
本庄事務所	Tel 0495-24-1110		

・ 埼玉県各建築安全センター

川越	Tel 049-243-2102	東松山駐在	Tel 0493-22-4340
熊谷	Tel 048-533-8776	秩父駐在	Tel 0494-22-3777
越谷	Tel 048-964-5295	杉戸駐在	Tel 0480-34-2385

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県都市整備部住宅課課 企画担当担当

TEL 048-830-5571 (直通)

FAX 048-830-4888

E-mail a5550-07@pref.saitama.lg.jp

# 「埼玉県賃貸住宅供給促進計画（案）」に対する御意見と県の考え方

（反映状況の区分）

A：意見を反映し、案を修正した

B：既に案で対応済み

C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく

D：意見を反映できなかった

E：その他

No.	計画 (案) 該当 ページ	御意見の内容	意見 数	県の考え方	反映 状況
1	3	<p><b>「2 賃貸住宅の供給の目標</b></p> <p><b>（1） 公営住宅の目標</b> 公営住宅は、埼玉県住生活基本計画に定められた公営住宅の供給（*2）の目標量に基づき、公平かつ的確に供給します。</p> <p><b>（2） 登録住宅の目標</b> 法に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）は、民間賃貸住宅の空き家等の活用により、2025年度までに8,000戸の登録を目指します。」</p> <p>とありますが、追記として 「（3）サービス付き高齢者向け住宅の目標サービス付き高齢者向け住宅は、埼玉県高齢者居住安定確保計画に定められたサービス付き高齢者向け住宅の供給目標に基づき、公平かつ的確に供給します。」 と記載すべきです。高齢者にとっては登録住宅よりも、むしろサービス付き高齢者向け住宅が相応しいと考えます。</p>	1	<p>この計画は、高齢者に限らず幅広い属性の方を住宅確保要配慮者とし、それらの方の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進するものです。</p> <p>ご意見にあるサービス付き高齢者向け住宅の供給の考え方については、埼玉県高齢者居住安定確保計画（H28年度策定）において設定していることから、本計画には記載しません。（目標値 15,200戸（平成33年度末））</p> <p>なお、サービス付き高齢者向け住宅も、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として登録することが可能です。</p> <p>御意見を参考として、登録住宅の普及に取り組んでまいります。</p>	C
2	8	<p><b>「（5） 住宅扶助費の代理納付</b></p> <p>生活保護制度においては、住宅扶助費が家賃支払いに適切に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が賃貸人に対して直接交付する代理納付制度があります。</p> <p>そこで、登録実施機関である県、政令市</p>	1	<p>住宅扶助費は、生活保護法第33条4項により、被保護者に対して金銭給付することが定められており、代理納付については、同法第37条の2に基</p>	C

	<p>及び中核市（以下「登録機関」という。）は、入居した住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、賃貸人に対し、登録手続などの際に、代理納付の周知、賃貸人及び住宅確保要配慮者に対する支援制度の活用に関するチラシの配布等により、賃貸人の不安解消に努めます。」とありますが、公営住宅については原則代理納付とすることを計画に位置づけるべきと考えます。家賃が生活保護で支給されているのに滞納や遅延の発生は許せません。その対応にあたり、さらなる職員の人件費も発生することは無駄と考えます。</p>	<p>づく特例として位置付けられていますので、原則代理納付とすることは困難です。</p> <p>なお、県では、県営住宅に入居する被保護者の家賃滞納防止を図るため、代理納付の積極的な活用について関係機関に働きかけるなど推進しており、今後も制度の周知に取り組んでまいります。</p>	
合 計		2	